

四日市市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市教委規則第3号

四日市市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会会議規則(昭和39年四日市市教委規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議の招集)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、招集の当日指定の時刻までに、指定の場所に参集するものとする。<u>ただし、委員が次条に規定する方法によって会議に出席する場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、招集の当日指定の時刻までに、指定の場所に参集するものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p><u>(オンラインによる出席)</u></p> <p><u>第3条の2 委員は、次に掲げる場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識して通話することができる方法(以下「オンライン」という。)により会議に参加することができる。</u></p> <p><u>(1) 感染症対策等のため会議の招集場所への参集が困難な場合</u></p> <p><u>(2) 大規模災害等の発生により会議の招集場所への参集が困難な場合</u></p> <p><u>(3) その他教育長が必要と認める場</u></p>	

合

- 2 委員は、前項各号の場合において、オンラインにより会議に参加するときは、会議の開会までに教育長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出を行い会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)